

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 6 月 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

町田市民病院使用条例（昭和３９年３月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（使用料及び手数料） 第２条 略 ２ 使用料は、次に掲げる額とする。 （１）～（１８）略 <u>（１９）長期収載品選定療養費</u> <u>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成１８年厚生労働省告示第４９５号）第２条第１５号に規定する後発医薬品（以下この号において「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下この号において「長期収載品」という。）の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た額に４分の１を乗じて得た額を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に１０円を乗じて得た額</u> ３・４ 略 （使用料及び手数料の徴収方法） 第４条 略 ２ 略 ３ 第１項の場合において、第２条第２項に定める使用料（同項第１６号に掲げる駐車料金を除く。）並びに同条第３項及び第４項に定める手数料は、その合計額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条第１項の規定により消費税を課されないこととなるものを除く。）に同法第２９条の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３の税率を乗じて得た額を加算した額（その額に<u>１円</u>未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 ４ 略	（使用料及び手数料） 第２条 略 ２ 使用料は、次に掲げる額とする。 （１）～（１８）略 ３・４ 略 （使用料及び手数料の徴収方法） 第４条 略 ２ 略 ３ 第１項の場合において、第２条第２項に定める使用料（同項第１６号に掲げる駐車料金を除く。）並びに同条第３項及び第４項に定める手数料は、その合計額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条第１項の規定により消費税を課されないこととなるものを除く。）に同法第２９条の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３の税率を乗じて得た額を加算した額（その額に<u>１０円</u>未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 ４ 略

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。